

「災害に強い小平の実現」を図るため 東京都行政書士会多摩中央支部と「災害時における 行政手続の支援活動に関する協定」を締結

小平市内において大規模な災害が発生し、住宅等に被害が発生した場合、生活の復興に向け、各種行政文書の作成や申請が必要となります。

市では、被災状況下にある市民の行政手続き支援を行うことを目的とし、東京都行政書士会多摩中央支部と「災害時における行政手続の支援活動に関する協定」を締結することといたしました。

この協定の締結により、小平市における防災対策の強化が一層図られることとなります。

【協定締結式】

1 とき

令和6年12月3日（火）16時00分～16時30分

2 ところ

小平市小川町2-1333 小平市役所3階 市長応接室

3 内容

小平市長と東京都行政書士会多摩中央支部の代表者により、協定書の取り交わしを行います。

<協定の主な内容>

災害時、市からの要請により、り災証明書の申請やその他災害時における申請全般に関すること、権利義務・事実証明関係書類の作成に関すること等、行政書士法に定める業務に関するもののほか、市が実施する被災者支援業務について、協力を受けられることとなります。

【問合せ】

小平市総務部防災危機管理課 担当：喜多

Tel：042-346-9519 Fax：042-346-9513

E-mail：bosaikikikanri@city.kodaira.lg.jp